



子どもは地域の宝物

子ども・家庭課（江刺総合支所駐在）
婦人相談員兼家庭相談員
本多 千恵
Honda Chie

本市の子どもに関係する相談の中で児童虐待に関する件数は、年々増加しています。児童虐待は、児童の心身の成長と人格形成に重大な影響を与えます。児童虐待はあってはならないことなのです。

わたしが対応した虐待の事例の1つに「世代間連鎖」がありました。養育が適切でない母親にその旨を話すと、自分も同じように育てられたとのこと。親としての自覚と責任が身に付かず、自分も子どもを同じように虐待しているのです。

最近では皆さんからの通報も多くいただきます。問題がないように見える家庭でも不適切な環境に子どもが置かれている場合や、不自然なあざがある子どもがいる、親が大声で子どもを怒鳴っている、子どもが夜出歩いている、適切な食事を与えられていない子どもがいるなど…。通報は、地域の人たちや保育所・学校などからで、状況により様子を見守る場合もありますが、早急な対応が必要な場合もあり、通報で大事に至らず解決した例もありました。皆さんからの通報はとても重要な役割を担っているのです。虐待を早期に発見するためには、地域の人たちが、虐待に結びつくさまざまなサインを見逃さないことが大切です。早期発見・早期対応で子どもの命が守られます。虐待が疑われたら連絡をお願いします。また、子どもに関する悩みがある人も相談してください。わたしたちはあなたの悩みが解決するためのサポートを惜しみません。

子どもは地域社会の宝物。地域全体で子どもを見守り、奥州市の子どもたちを健やかに育てていきましょう。

だけの孤立した子育てにならないように子どもと保護者たちが自由に集い、交流・情報交換ができる場の提供もしています。また18年度には、虐待を受けている子どもや要保護児童の早期発見・対応のため「市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。このことにより子どもにかかわる機関や団体の連携が綿密になり、より適切な支援・対応が可能になりました。そのほか、各総合支所に児童家庭相談窓口を設置し、専門の相談員が相談に当たっています。本庁には子育て支援の総合相談窓口として「子育て総合支援センター」を設置。家庭相談員・助産師・臨床心理技師・学びと

心の指導員などを配置し、福祉・保健・教育など総合的に対応できる体制をとっています。
おかしいと感じたら迷わず連絡
あなたの通報が子どもを救う
虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、相談窓口などへ連絡してください。虐待を疑って、それが間違いであっても責任を問われませんので、様子がおかしいと思ったらすぐに連絡をお願いします。通報した人の秘密は守られます。地域みんなで奥州市の子どもたちを育てていきましょう。

相談窓口

- 子育てに関する悩みがある人の相談、虐待の疑いがある子どもがいるなどの通報、どんな小さなことでも遠慮せず連絡してください。
- 子育て総合支援センター（市役所 2 階、内線 235）
- 各総合支所子ども家庭担当課

児童虐待の理解を深めるために

「ストップ・子ども虐待」事業
児童虐待を発見した場合の対応について、演劇などを通して理解を深めます。

- 日時 11月22日(土) 午後1時半～3時半
- 場所 前沢ふれあいセンター
- 対象 どなたでも参加できます
- 内容 ・児童虐待の現状と対応についての説明
・地域活動実践報告
・虐待防止の演劇

■問い合わせ・申込先 本庁子ども・家庭課家庭福祉係（内線 232）



全国的に自治体に寄せられる児童虐待の相談件数は増加しています。虐待の中には子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たない状態です。このような状況を受け国では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的に虐待防止のための広報・啓発などに取り組んでいます。児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

助けての小さなサイン受け止めて

平成20年度「児童虐待防止推進月間」標語

児童虐待ってなに 児童虐待の種類は4つ

児童虐待は、子どもや未成年者に行う虐待行為のことです。児童虐待と聞くと、子どもへの暴力行為を思い浮かべる人も多いと思いますが、暴力を振るうだけが児童虐待ではありません。その種類には、次の4つがあります（それぞれの内容、具体例は下表のとおり）。

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト（放任型虐待）

しつこくとは違うの 子どもの視点で考える

しつこくとは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え、自立に導くことです。保護者が子どもを1人の人間として感情や価値観を尊重して行われるのがしつこくです。しつこくと称して危害や苦痛を与えることは、たとえそこに親の意図としての愛情があるとしても、子どもにとっては有害な行為になるので「虐待」とみなされます。

児童虐待の種類と内容

身体的虐待	暴力を加えて体を傷つけること。殴る、蹴る、首を絞める、タバコの火を押し付けるなど。食事を故意に与えなかったり、外に締め出したりすることも身体的虐待です
心理的虐待	言葉による脅し、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子ども前でのDV（ドメスティック・バイオレンス）など家族への暴力行為など
性的虐待	子どもにわいせつな行為をすること。子どもへの性交・性的いたずら、性器や性交を子どもに見せる、性的なモデルにするなど
ネグレクト（放任型虐待）	保護者としての役割を放棄すること。家に閉じ込める、病気やけがをしても病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、車内に放置する、お風呂に入れない、同じ洋服を何日も着せている、オムツを替えずになどひどく不潔なままにする、同居人の子どもへの暴力を放置するなど

本市の児童虐待の現状は 件数の多くはネグレクト

平成18年度の岩手県の児童虐待相談件数は310件、19年度は295件でした。平成8年度が11件だったことを考えると、約30倍にもなっており、大幅に増加していることが分かります。本市の件数は18年度25件、19年度は30件です。本年度の件数は10月末現在で既に昨年度に迫っており、残念なことには本市の児童虐待も増加傾向にあるといえます。

虐待を防ぐ市の対応は 発生予防と早期対応

市は、児童虐待を防ぐための対応として、生後4か月までの赤ちゃん全戸訪問事業や35歳以上で出産した人・10代初産婦などの家庭訪問を行い、子育て不安を解消するアドバイスや、産後うつ病にならないための相談を行っています。また、家の中